

## 「扶養の範囲内で」はいくらお得？

4月になり、新たな学生バイトを採用する会社も多いのではないのでしょうか。その際、「扶養の範囲内で働きたい」という学生バイトが多いはずですが、実際、「扶養の範囲内で」はどれくらい税金がお得なのでしょうか。

### I バイトのシフトが組めない！？

令和3年10月より、東京都の最低賃金が1,041円となりました。その他の地域でも全国平均1,000円を目指して上昇しています。そのため扶養の範囲内(給与年収103万円以下)で働きたい人は、働く時間が減りますが、雇う側からすれば、シフトに入れる人が減ったり、より細かくシフトを組む必要があり、悩みの種となっています。

### II 「扶養の範囲内で」はいくら親の税金が減る？

高校生バイト、フリーター(16歳～18歳まで、又は23歳以上)の場合

親の給与年収	所得税率	扶養控除額	税軽減額	住民税率	扶養控除額	軽減額	税軽減合計(概算)
500万円まで	5%	38万円	19,300 円	10%	33万円	33,000円	52,300 円
701万円まで	10%		38,700 円				71,700 円
1,148万円まで	20%		77,500 円				110,500 円 <span style="color:red">Ⓐ</span>
1,389万円まで	23%		89,200 円				122,200 円

大学生バイト(19歳～22歳まで)の場合

親の給与年収	所得税率	扶養控除額	税軽減額	住民税率	扶養控除額	軽減額	税軽減合計(概算)
538万円まで	5%	63万円	32,100 円	10%	45万円	45,000円	77,100 円
734万円まで	10%		64,300 円				109,300 円
1,177万円まで	20%		128,600 円				173,600 円 <span style="color:red">Ⓑ</span>
1,418万円まで	23%		147,900 円				192,900 円

※上記2つの表は、親が給与収入のみで、社会保険料を給与の15%として、復興所得税を含む概算額です。

### III 「扶養の範囲内で」を超えて働くと、どうなる？(社会保険も含めて検討)

扶養の範囲を超えて働く場合、注意しなければならないのは**130万円の壁**です。年間130万円を超えると学生バイト自身が社会保険に加入しなければならず、毎月約1.5万円の社会保険料の負担が発生します。学生バイトの**時給を1,000円、親の年収を1,000万円以下(Ⓐ又はⒷ)**と仮定すると以下のとおりです。家族全体で考えて、親の控除減少と学生バイトの収入増を相殺するなら、270時間の労働に対して、お得感は少ないように思えます。

103万円まで		103万円超130万円まで	
親	学生バイト	親	学生バイト
扶養控除の適用可 税額軽減あり	自身の所得税 0円	扶養控除の適用不可 税額軽減なし	勤労学生控除27万円により 自身の所得税は0円 時給1,000円計算で 労働時間270時間増
所得税・住民税 <span style="color:red">Ⓐ or Ⓑ 減額あり</span>	給与収入103万円	所得税・住民税 <span style="color:red">Ⓐ or Ⓑ 減額なし</span>	給与収入130万円 年間+27万円

※社会保険の加入についての130万円基準は、通勤交通費を含んで判定します。

### IV 主婦(夫)パートの活用を検討してみは？

主婦(夫)パートの場合、103万円を超えると扶養控除がなくなる学生バイトと異なり、配偶者の年収が1,095万円(所得金額調整控除で1,110万円)までは**配偶者特別控除として、配偶者控除と同額の38万円が控除**されるため、主婦(夫)本人が103万円を超えても扶養による税額の軽減が維持できます。この場合、収入増によるメリットのみ享受できるため、主婦(夫)パートは103万円を超えてもお得感があります。

しかし、注意点として、学生バイト、主婦(夫)パートともに扶養控除を適用する側の親、配偶者の勤める会社で**扶養手当などが支給される場合、103万円を超えて働くとお得感を貰えない**ことがあります。